

用語解説

①実質赤字比率

一般会計等（本町の場合、一般会計と墓園造成事業会計、学校給食会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模（※）に対する赤字額の割合。（家計に例えると、年収に占める年間赤字の割合）

※標準財政規模＝標準税収入等（町税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3ヵ年平均値。（家計に例えると、年収に占める年間借金返済額の割合）

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。（家計に例えると、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合）

⑤資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足の事業規模（事業収入）に対する割合。

●早期健全化基準

4つの健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求が義務付けられ、②実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは、北海道知事から必要な勧告が行われます。（平成20年度決算から適用）

●経営健全化基準

各公営企業会計の資金不足比率が20%を上回れば経営健全化計画の策定が義務付けられるなど、早期健全化基準に相当する手続き等が必要になります。（平成20年度決算から適用）

●財政再生基準

財政再生基準を上回ると、①財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務付け、実施状況の報告、公表に加え、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができず（同意がなければ災害時を除き、地方債の借入が制限されます。一方、同意があれば収支不足を振り返る特例的な地方債が借入できます）。また、③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。（平成20年度決算から適用）